

愛臨工大会発 18-008

公益社団法人日本臨床工学技士会および一般社団法人愛知県臨床工学技士会第30回日本臨床工学会および平成32年度公益社団法人日本臨床工学技士会総会運営事業受託募集のお知らせ

第30回日本臨床工学会および平成32年度公益社団法人日本臨床工学技士会総会運営について、次のとおり公募型プロポーザルを実地します。

平成30年3月20日

一般社団法人 愛知県臨床工学技士会
理事長 神戸 幸司

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 募集内容 第30回日本臨床工学会および平成32年度公益社団法人日本臨床工学技士会総会運営事業
- (2) 開催時期 平成32年5月23日(土)・24日(日)
- (3) 学会開催場所 名古屋国際会議場
- (4) 契約期間 契約締結日から平成32年12月31日
- (5) 募集概要
 - ①第30回日本臨床工学会および平成32年度公益社団法人日本臨床工学技士会総会運営業務受託会社は、会の運営に必要な準備、開催プランの提案、情報発信ツールの作成、会場整理等の運営補助業務の受託。
 - ②第30回日本臨床工学会および平成32年度公益社団法人日本臨床工学技士会総会の宿泊・旅券手配
第30回日本臨床工学会および平成32年度公益社団法人日本臨床工学技士会総会宿泊・旅券手配業務受託会社は、会の運営に必要な宿泊手配および旅券手配

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 基本事項
 - ①会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
 - ②民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (2) 同種業務の実績
日本で開催された同等、または同等以上の学会を1年に2回以上受託していること。
- (3) その他

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加資格確認申請書、企画提案書、見積書、第30回日臨工要求仕様書及び関係資料を郵送にて提出する。

(1) 配布期間

平成30年3月20日（火）から平成30年4月20日まで（金）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

(2) 配布場所

一般社団法人 愛知県臨床工学技士会ホームページ上からダウンロード

(3) 提出期間

平成30年4月1日（日）から平成30年4月20日（金）必着
提出は郵送のみ

(4) 提出部数 A4版 正本1部 副本15部

(5) 提出場所

〒444-8553 愛知県岡崎市高隆寺町字五所合3-1
岡崎市民病院 臨床工学室内
一般社団法人 愛知県臨床工学技士会
第30回日本臨床工学会事務局 担当 木下昌樹

(6) その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

4 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

(1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が1社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。

(2) 公募型プロポーザルを実施した結果、運営者として相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不選定となる場合もある。

資格確認申請書

一般社団法人 愛知県臨床工学技士会

理事長 神戸 幸司 様

第30回日本臨床工学会および平成32年度公益社団法人日本臨床工学技士会
 総会運営事業、旅券・宿泊手配委託業務の公募型プロポーザルに参加したく資格確
 認をお願いします。

参加委託業務	運営事業 ・ 旅券、宿泊手配委託				
会社名					
住所					
電話番号					
代表者氏名				印	
連絡責任者					
資本金					
昨年度 受託事業 (3,000人以上の学会)	月	日	学会	参加者数	人
	月	日	学会	参加者数	人
	月	日	学会	参加者数	人
	月	日	学会	参加者数	人
	月	日	学会	参加者数	人
	月	日	学会	参加者数	人
	月	日	学会	参加者数	人

以下の事項に抵触しない場合は□にレを付けてください。

- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。